

工事請負契約書(案)

- 1 工 事 名 湯の沢治山工事
- 2 工 事 場 所 岩手県岩手郡雫石町網張国有林 783 林班外
- 3 工 期 契約締結の翌日から
令和 7 年 1 1 月 2 8 日まで
- 4 請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約保証金額 円
- 6 調 停 人 なし
- 7 前 金 払 請負代金額の 10 分の 4 以内
- 8 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
〔 〕建設工事紛争審査会
- 9 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

| 適用削除 の 区 分 | 選 択 事 項 | 選 択 条 項 |
|---------------|------------------------------|------------------|
| | 契約保証金の納付 | 第 4 条第 1 項第 1 号 |
| | 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 | 第 4 条第 1 項第 2 号 |
| | 銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証 | 第 4 条第 1 項第 3 号 |
| | 公共工事履行保証証券による保証 | 第 4 条第 1 項第 4 号 |
| | 履行保証保険契約の締結 | 第 4 条第 1 項第 5 号 |
| ○ | 〔 〕主任技術者 | 第 10 条第 1 項第 2 号 |
| | 〔 〕監理技術者 | |
| × | 支給材料及び貸与品 | 第 15 条 |
| | 前金払 | 第 35 条第 1 項 |
| | 中間前金払 | 第 35 条第 5 項 |
| | 部分払 | 第 38 条 |
| × | 部分払の対象となる工場製品 | 第 38 条 |
| ○ | 国庫債務負担行為に係る契約の特則 | 第 40 条 |

1 0 解体工事に要する費用等 別紙 2 のとおり

1 1 特約事項 別紙 3 のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年2月5日交付した国有林野事業工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (住所) 岩手県盛岡市北山二丁目2-40
分任支出負担行為担当官
(氏名) 盛岡森林管理署長 山口 孝 印

受注者 (住所)
(氏名) 印

別紙 1

国庫債務負担行為に係る契約の特則

| 適用削除 の区分 | 選 択 事 項 | | 選 択 条 項 |
|-------------|------------------------|-------------------------------|---------|
| ○ | 各会計年度における請負代金の支払限度額 | 6年度 0 円 7年度 金 円 -年度 - 円 | 第40条第1項 |
| ○ | 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額 | 6年度 0 円 7年度 金 円 -年度 - 円 | 第40条第2項 |
| | 前金払 | | 第41条 |
| × | 翌会計年度の前払金相当額 | 円 | 第41条第3項 |
| | 部分払 | | 第42条 |
| | 前払金の支払を受けている場合の部分払額の決定 | (a) (b) | 第42条第2項 |
| ○ | 各会計年度において部分払を請求できる回数 | 6年度 0回 7年度 2回 -年度 -回 | 第42条第3項 |

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASF ウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。
このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業工事請負契約約款第 20 条により対応する。